

(事業の機会均等)
第十一條 組合は、前条の事業を行うにあたつて、特別の理由がない限り、同種の事業を行う他の者と同等の便益を受けることを妨げられない。

(事業の利用)

第十二条 組合員は、その意に反して、組合の事業を利用することを強制されない。

2 定款に特に定めのある場合を除くほか、組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については、これを組合員とみなす。

3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

一 組合がその組合員との間で自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）の契約を締結している場合において、その組合員が組合を脱退した場合その他組合員以外の者との間で責任共済の契約を継続する場合につき正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合

二 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの他の緊急時において、一時に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合

三 地方公共団体の委託を受けて行う事業を利用させる場合

四 特定の物品を供給する事業であつて、組合員以外の者にその事業を利用させることについて正当な理由があるものとして厚生労働省令で定める事業を利用させる場合

五 組合が所有する体育施設その他の施設であつて、組合員の利用に支障のない範囲内で一般公衆の利用に供することが適當である施設として厚生労働省令で定める施設に該当するものを利用させる場合

4 組合は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、組合員以外の者にその事業（第十条第二項の事業を除き、同条第一項第一号から第五号までの事業にあつては、各号に掲げる場合に限る。）を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同条第一項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとの利用分量の総額（前項ただし書の規定により当該事業を利用する組合員以外の者の利用分量の総額を除く。）の当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとの利用分量の割合を超えてはならない。

一 職域による組合が、当該職域に係る者であつて厚生労働省令で定めるものに第十条第一項第一号の事業を利用させる場合

二 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合であつて行政庁の許可を得た場合

三 前二号に掲げる場合のほか、組合員以外の者にその事業を利用させることが適當と認められる事業として厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合

5 行政庁は、前項第二号又は第三号の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。次項において同じ。）を利用することによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、前項第二号又は第三号の許可をしてはならない。

6 行政庁は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること。

二 第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であることが不明りようである者に対する旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

(共済契約)

第十二条の二 共済事業を行う組合は、他の組合その他の政令で定める者以外の者に対して、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。ただし、責任共済の契約及びこれに類する共済契約であつて厚生労働省令で定めるものの締結の代理又は媒介の業務については、この限りでない。

1 前項の政令で定める者は、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれが少ないと判断する場合に限り、他の法律の規定にかかわらず、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うことができる。

3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行なう者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条第三項の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条（第一項ただし書を除く。）の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は共済代理店について、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する同法第三百五条第一項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三項第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と同法第三百条第一項中「保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行つた团体保険に係る保険契約に加入する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に關しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」と、同項第八号中「特定関係者（第一百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第一百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び国外保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）」とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第一項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第二百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「一定款又は消費生活協同組合法第二十六条の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五条第一項及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3	組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第二十六条第三項第三号を除き、以下同じ。）により行うことができる。
4	代理人は、代理人を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。
5	組合は、組合員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。
6	代理人は、代理人を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行なうことができる。
7	代理人は、代理人を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行なうことができる。
8	組合員は、組合員が出資の払込みを怠つたときは、定款の定めるところにより、その者に過怠金（過怠料）を課すことができる。
9	組合員は、九十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。
10	前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。
11	（法定脱退）
12	組合員は、次の事由によつて脱退する。
13	（法定脱退）
14	組合員は、次の事由によつて脱退する。
15	（法定脱退）
16	組合員は、次の各号のいずれかに該当する組合員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日から五日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えないなければならない。
17	一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員
18	二 出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員
19	三 その他定款で定める行為をした組合員
20	前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。
21	（払戻請求権）
22	組合員は、定款の定めるところにより、その払込済出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。
23	（脱退組合員の払込義務）
24	事業年度末において、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。
25	（払戻しの停止）
26	前項の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。
27	（出資口数の減少）
28	組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。
29	（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）
30	組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

3	二 氏名又は名称及び住所
4	二 加入の年月日
5	三 出資口数及び金額並びにその払込み年の年月日
6	組合は、組合員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。
7	代理人は、代理人を証する書面を組合に提出しなければならない。
8	組合員及び組合の債権者は、組合に對して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
9	一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求ができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
10	二 組合員名簿が電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求ができる。
11	（第四章 管理）
12	（定款）
13	二 第二十六条 組合の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。
14	一 事業
15	二 名称
16	三 地域又は職域
17	四 事務所の所在地
18	五 組合員たる資格に関する規定
19	六 組合員の加入及び脱退に関する規定
20	七 限度に関する規定
21	八 第一回払込みの金額
22	九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
23	十 準備金の額及びその積立ての方法に関する規定
24	十一 組合員の権利義務に関する規定
25	十二 事業の執行に関する規定
26	十三 役員に関する規定
27	十四 総会に関する規定
28	十五 事業年度
29	十六 公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）
30	十七 共済事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度
31	十八 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
32	十九 現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して与える出資口数
33	二十 行政部は、模範定款例を定めることができる。
34	二十一 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
35	二十二 官報に掲載する方法
36	二十三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
37	二十四 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
38	二十五 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない

5 い事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
一 公告に定める期間内に異議を述べる事ができる旨の公告 当該期間を経過する
二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後二ヶ月を経過する日

6
組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合には、会社法第九百四十四条第三項、第九百四十五条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十四条第三項中「前二項の規定にかかるらず、これら」とあるのは、「消費生活協同組合法第二十六条第五項の規定にかかるらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

7
第一項に掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

第二十六条の二 会計又は業務の執行に関する総合的運営上重要な事項は、定期で定めなければならぬ事項を除いて、規約で定めることができる。

第二十六条の三 組合は、共済事業を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

2 組合が責任共済又は責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済（以下「責任共済等」という。）の事業を行おうとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金」とあるのは、「その実施方法、共済契約及び共済掛金」とする。

(貸付事業規約)
第二十六条の四 組合は、貸付事業を行おうとするときは、規約で、その実施方法及び貸付けの契約に関する厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

(定款の備置き及び閲覧等)
第二十六条の五 組合は、定款及び規約（以下この条において「定款等」という。）をその各事務所に備え置かなければならぬ。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（注）一定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

3 生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定

めるものをとつて、いはる組合についての第一項の規定については、同項中〔各事務所〕とあるのは、「主たる事務所」とする。

(役員の選挙)
第二十八条 役員は、定款の定めるところにより、総会においてこれを選挙する。ただし、組合設立当時の役員は、創立総会においてこれを選挙する。

2 理事は、組合員又は会員たる法人の役員でなければならぬ。ただし、組合設立当時の理事は、組合員にならうとする者又は会員にならうとする法人の役員でなければならぬ。

4 ら、これを選挙することができる。
その行う事業の規模が政令で定める基準を超える組合にあつては、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

二 一
二 その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三 一
三 前項第二号に規定する「子会社」とは、組合が総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。））をいう。第四章の三において同じ。）の過半数を有する会社をいう。この場合において当該組合及びその一若しくは二以上

の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

第四項の総会は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならず。
役員の選挙は、無記名投票によつて行う。
投票は、一人（第十七条第一項ただし書の規定により選挙権につき定款で別段の定めをする連
合会にあつては、選挙権一個）につき一票とする。
第一項の規定にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会（組合設立当時の役員
は、創立総会）において選任することができる。

第二十九条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内にこれを補充しなければならない。

第二十九条の一 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。
(役員の資格等)

第一 法人
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　この法律（会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは

くは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。

第三十条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。
2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

3	設立当時の役員の任期は、前二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。
4	ただし、その期間は、一年を超えてはならない。
4	前三項の規定は、定款によつて、役員の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに係る決算に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。
4	(役員に欠員を生じた場合の措置)
2	前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、組合員その他の利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。
2	(役員の職務及び権限等)
3	第三十条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。
2	監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
3	理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えで適用する同条第一項並びに同法第三百六十二条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十九条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百六十二条第一項第六号中「金錢でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十九条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
3	(理事会の決議)
3	第三十条の四 組合は、理事会を置かなければならない。
2	理事会は、すべての理事で組織する。
3	組合の業務の執行は、理事会が決する。
3	(理事会の決議)
3	第三十条の五 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。
3	2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
4	理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
4	前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。
5	理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

6	理事会の招集については、会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
6	(理事会の決議の省略)
6	第三十条の六 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について議決に加わることができるものに限る。の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。
6	(理事会の議事録)
6	第三十条の七 組合は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。）から十年間、第三十条の五第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。
2	組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定められたものをとつているときは、この限りでない。
3	組合員は、組合に對して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
1	議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は書きの請求
2	二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
4	組合の債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、組合に対し、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。
5	裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、組合又はその子会社（第二十八条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることはできない。
6	第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）第八百七十一条の二、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第二百七十六条の規定を準用する。）第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
6	(理事会への報告の省略)
6	第三十条の八 理事又は監事が理事及び監事の全員に對して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
5	(代表理事)
5	第三十条の九 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下この章において「代表理事」という。）を選定しなければならない。
2	代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
3	前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対する抗争ができない。
4	代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
5	代表理事については、第三十条の二並びに会社法第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。
5	(役員の兼職禁止)
5	第三十一条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等)

第三十一条の二 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することとの他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の組合に対する損害賠償責任)

第三十一条の三 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 第一項の責任は、組合員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事 六
二 代理理事以外の理事 四

三 監事 二

5 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

6 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

7 第四項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

第三十一条の四 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為
イ 第三十一条の九第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
ロ 虚偽の登記
ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
(役員の連帶責任)

第三十一条の五 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帶債務者とする。

(補償契約)

第三十一条の六 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するため支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該組合に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

2 当該組合が前項第二号の損害を賠償するすれば当該役員が当該組合に対して第三十一条の二第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

3 第二項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任を負う場合には、同号に掲げる損害のうち当該責任に係る部分

三 第二項の責任を負う場合には、同号に掲げる損害の全部

3 第二項の責任を負う場合には、同号に掲げる損害のうち当該責任を負う場合には、同号に掲げる損害の全部

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十一条の七 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に係る責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に係る責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするもの締結については、適用しない。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたとき有限。

(役員の責任を追及する訴え)

第三十一条の八 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第

八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百四十九条の二中「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（決算関係書類等の作成等）

第三十一条の九 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分又は損失処理案をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれら附属明細書を作成しなければならない。

3 決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（次条第一項の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの）は、理事会の承認を受けなければならぬ。

7 理事は、通常総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告及び次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

8 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならぬ。

9 組合は、各事業年度に係る決算関係書類等（決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告及び次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。））をいう。以下この条において同じ。）を、通常総会の会日の二週間前の日から五年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

10 組合員及び組合の債権者は、組合に対しても、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

11 一 決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

12 組合員及び組合の債権者は、前項第一号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

第三十二条の十 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその事業の規模が政令で定める基準を超過するもの又は共済事業を行う連合会は、決算関係書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 前項に規定する会計監査人の監査をする組合については、会社法第四百三十九条及び第四百四十四条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十九条並びに第四百四十四条第一項、第四項及び第六項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第一項中「その子会社」とあるのは「その子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、「作成することができる」とあるのは「作成しなければならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会計監査人については、第二十九条の二並びに会社法第三百二十九条第一項、第三百三十七条、第三百三十八条第一項及び第二項、第三百三十九条、第三百四十条第一項から第三項まで、第三百四十四条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百九十六条第一項から第五項まで、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第三百九十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「会計監査人」と、同法第三百九十六条第一項及び第二項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会計監査人の責任については、第三十一条の三から第三十一条の五まで、第三十一条の六第一項から第三項まで及び第三十一条の七第一項の規定を準用する。この場合において、第三十一条の三第四項第三号及び第三十一条の四第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十一条の五並びに第三十一条の六第一項及び第二項中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、同条第三項中「役員が」とあるのは「役員若しくは会計監査人が」と、「役員に」とあるのは「役員又は会計監査人に」と、第三十一条の七第一項中「役員が」とあるのは「役員又は会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「役員又は会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「役員又は会計監査人の」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十一条の八の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条の十一 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないとときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の一時会計監査人の職務を行なうべき者については、会社法第三百三十七条及び第三百四十二条第一項から第三項までの規定を準用する。

3 組合員は、会計帳簿等の作成等）

2 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

3 組合員は、組合員の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対しても、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

1 組合員は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

2 組合員は、總組合員の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対しても、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

3 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は

- 一 定款の変更
 二 組合の解散及び合併
 三 組合員の除名
 四 事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の全部の移転
 五 第三十一条の三第四項（第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定による責任の免除
 （役員の説明義務）
 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、理事は、当該議決の当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
 （延期又は続行の決議）
 第四十四条 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十七条及び第十八条の規定は、適用しない。
 （総会の議事録）
 第四十五条 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
 2 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。
 3 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。
 4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
 二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 （総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）
 第四十六条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十一条、第八百三十三条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十二条第一項中、「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは、「組合員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（総代会）
 第四十七条 五百人以上の組合員を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
 2 総代は、定款の定めるところにより、組合員のうちからこれを選舉する。
 3 総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人を超える組合にあつては、百人）以上でなければならない。
 4 総代の選挙については、第二十八条第七項及び第八項の規定を準用する。
 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

- 6 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十七条第二項ただし書中「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」とあるのは「組合員」と、同条第五項中「十人」とあるのは「三人」と読み替えるものとする。
 第四十七条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。
 2 組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。
 3 前項の規定による書面の提出については、第三十五条第三項及び第四項の規定を準用する。
 第二項の請求の日から二週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
 4 第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。
 （家族の発言権）
 第四十八条 消費生活協同組合の組合員と同一の世帯に属する者は、定款の定めるところにより、総会に出席し発言することができる。ただし、第十七条第二項の規定による場合を除くほか、議決権及び選挙権を有しない。
 2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求（出資一口の金額の減少の手続）
 第四十九条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、これらをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。
 3 組合員及び貸借対照表を作成し、かつ、これらをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。
 4 2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求（出資一口の金額の減少の手続）
 第五十条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、これらをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。
 5 第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。
 （家族の発言権）
 第五十二条 前項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
 2 一 前項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
 3 錄に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 4 組合は、第一項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（政令で定めるものを除く。）には、各別にこれを催告しなければならない。
 一 出資一口の金額の減少の内容
 二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
 3 一 前項第二号の一定の期間は、一月を下つてはならない。
 二 第三項の規定にかかるわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告は、することを要しない。
 4 一 前項第二号の一定の期間は、一月を下つてはならない。
 二 第三項の規定にかかるわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告は、することを要しない。
 第四十九条の二 債権者が前項第三項第二号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。
 2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼管等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(出資一口の金額の減少の無効の訴え)

第五十条の二 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(共済事業の譲渡等)

第五十条の二 共済事業を行う組合が共済事業（この事業に附帯する事業を含む。以下この条において同じ。）の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

2 共済事業を行う組合は、総会の議決により契約をもつて責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して、共済事業を行う他の組合に移転することができる。

3 共済事業を行う組合は、前項に規定する共済契約を移転することができる。

4 第一項に規定する共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転については、第四十九条から前条までの規定を準用する。

5 第一項の規定により組合がその共済事業の全部若しくは一部を譲渡したとき、又は第二項の規定により組合がその共済事業に係る共済契約の全部を包括して移転したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(区分経理)

第五十条の三 共済事業を行う組合は、共済事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

2 共済事業のうち責任共済等の事業を行う組合は、当該事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

3 第十条第一項第六号又は第七号の事業のうち、病院又は診療所を営む事業、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う組合は、当該事業（当該事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業であつて厚生労働省令で定めるものを併せ行う場合は、当該併せ行う事業を含む。第五十一条の二において「医療福祉等事業」という。）に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

(共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の禁止)

第五十条の四 組合は、共済事業に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。

(健全性の基準)

第五十条の五 行政庁は、共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準その他他の基準を定めることができる。

一 出資の総額、準備金の額その他の厚生労働省令で定めるもの額を用いて厚生労働省令で定めるところにより計算した額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額

(共済事業の健全かつ適切な運営の確保)

第五十条の六 共済事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明、その共済事業に関する情報の適正な取扱い、その共済事業を第三者に委託する場合における取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その共済事業を委託する場合における当該共済事業の的確な遂行その他の共済事業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(責任準備金)

第五十条の七 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、厚生労働省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(支払準備金)

第五十条の八 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その所有する資産で第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するもののうちに、価格変動による損失が生じ得るものとして厚生労働省令で定める資産（次項において「特定資産」という。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、価格変動準備金を積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買等による損失（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。）の額が特定資産の売買等による利益（売買、評価換え及び外國為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。）の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合を除いては取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

(契約者割戻し)

第五十条の九 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その所有する資産で第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして厚生労働省令で定めるものうちに、価格変動による損失が生じ得るものとして厚生労働省令で定めるところにより、価格変動準備金を積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買等による損失（売買、評価換え及び外國為替相場の変動による利益並びに償還損をいう。）の額が特定資産の売買等による利益（売買、評価換え及び外國為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。）の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合を除いては取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

(契約者割戻し)

第五十条の十 共済事業を行う組合は、契約者割戻し（共済契約者に対する、共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを第二十六条の三第一項の規約で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として厚生労働省令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他の契約者割戻しに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(共済計理人の選任等)

第五十条の十一 共済事業を行う組合（厚生労働省令で定める要件に該当する組合を除く。）は、理事会において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として厚生労働省令で定めるものに関与させなければならない。

2 共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければならない。

第五十条の十二 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について、厚生労働省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

一 厚生労働省令で定める共済契約に係る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

2 契約者割戻しを定める事項

3 共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

3 行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

4 前項に定めるもののほか、第一項の意見書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十条の十三 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

(資産運用の方法等)

第五十条の十四 共済事業を行う組合は、その資産のうち第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するものを厚生労働省令で定める方法及び割合以外の方法及び割合で運用してはならない。ただし、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

(貸付事業を行う組合の純資産額)

第五十一条 貸付事業を行う組合(職域による消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えないものを除く。)の純資産額は、当該貸付事業を適正に実施するため必要かつ適當なものとして政令で定める金額以上でなければならない。

前項の政令で定める金額は、五千万円を下回つてはならない。

3 第一項の純資産額は、厚生労働省令で定めるところにより計算するものとする。

(医療福祉等事業に関する積立金)

第五十一条の二 組合は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

2 前項の積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合は、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

3 前項の積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合は、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

第五十二条 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剩余金の積立て等)

第五十三条の四 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一(共済事業を行う組合にあつては、五分の一)以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一(共済事業を行う組合にあつては、出資総額)を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いてこれを取り崩してはならない。

4 組合は、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

5 前項の規定により繰り越した剩余金は、第十条第一項第五号の事業の費用に充てるものとする。

6 ただし、その剩余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事に係る援助その他の活動であつて組合員の生活の改善及び文化の向上に資するものを助成する事業の費用に充てることを妨げない。

(剩余金の割戻し)

第五十二条 組合は、損失をてん補し、前条に定める金額を控除した後でなければ剩余金を割り戻してはならない。

2 剩余金の割戻しは、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応ずるほか、これを行つてはならない。

3 組合が組合員の利用分量に応じて剩余金の割戻しを行うときは、事業別にその率を定めることができる。

4 組合が払い込んだ出資額に応じて剩余金の割戻しを行うときは、年一割を超えてはならない。

(剩余金の払込充当)

第五十三条 組合は、組合員が期日の到来した出資の払込みを終えるまで、その組合員に割り戻すべき剩余金をその払込みに充てることができる。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第五十三条の二 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合が子会社その他当該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者(以下「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これららの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

6 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第五十三条の三 第五十条の三から前条までに定めるもののほか、組合がその財務を適正に処理するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(財務基準)

第五十三条の四 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約(変更対象外契約を除く。)について共済金額の削減その他の契約条項の変更(以下この章において「契約条件の変更」という。)を行ふ旨の申出をすることができる。

2 前項の組合は、同項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならない。

3 行政庁は、第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

4 第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に共済事故が発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。)その他の政令で定める共済契約をいう。

(業務の停止等)

第五十三条の五 行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(契約条件の変更の限度)

2 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

3 契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定利率については、共済契約者等の保護の見地から共済事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の議決)

第五十三条の六 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

2 契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定利率については、共済契約者等の保護の見地から共済事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の議決)

第五十三条の七 共済事業を行う組合は、契約条件の変更を行おうとするときは、第五十三条の四第三項の規定による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 第一項の議決を行う場合には、同項の組合は、第三十八条第一項又は第二項の通知において、会議の目的たる事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに

関する事項、経営責任に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を示さなければならぬ。

4 第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しその他他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならない。

5 前項の方針については、その内容を定款に記載し、又は記録しなければならない。
(契約条件の変更における総会の特別議決等に関する特例)

第五十三条の八

前条第一項の議決又はこれとともにを行う第四十二条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る議決は、同条(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかる事項に規定する多数をもつて、仮にすることができる。

2 前項の規定により仮にした議決(以下この条において「仮議決」という。)があつた場合においては、組合員に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

(契約条件の変更に係る書面の備置き等)

第五十三条の九 共済事業を行う組合は、第五十三条の七第一項の議決を行つべき日の二週間前から第五十三条の十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱い、経営責任に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項並びに第五十三条の七第四項の方針がある場合においてはその方針を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその各事務所に備え置かなければならない。

2 組合員及び共済契約者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

1 前項の書面の閲覧の請求

2 前項の書面の副本又は抄本の交付の請求

3 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

4 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(共済調査人)

第五十三条の十 行政庁は、第五十三条の四第三項の規定による承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。

2 前項の場合においては、行政庁は、共済調査人が調査すべき事項及び行政庁に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。

3 行政庁は、共済調査人が調査を行つていないと認めるときは、共済調査人を解任することができる。

4 共済調査人については、民事再生法第六十条及び第六十一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する民事再生法第六十一条第一項に規定する費用及び報酬は、第五十三条の四第三項の規定による承認に係る組合(次条第一項及び第九十八条の七において「被調査組合」という。)の負担とする。

(共済調査人の調査等)

第五十三条の十一 共済調査人は、被調査組合の役員及び使用人並びにこれらの者であった者に対する業務及び財産の状況(これらの者であった者については、その者が当該被調査組合に照会し、被調査組合の業務及び財産の状況(これらの者であった者については、その者が当該被調査組合に照会し、

組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(共済調査人の秘密保持義務)

2 共済調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

2 前項の組合は、契約条件の変更後の共済契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

2 前項の組合は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に対し、当該契約条件の変更後の共済契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

2 前項の組合は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に対し、

上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

(契約条件の変更に係る承認)

第五十三条の十三 共済事業を行う組合は、第五十三条の七第一項の議決があつた場合(第五十三条の八第三項の規定により第五十三条の七第一項の議決があつたものとみなされる場合を含む。)には、遅滞なく、当該議決に係る契約条件の変更について、行政庁の承認を求めなければならない。

2 行政庁は、当該組合において共済事業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、かつ、第五十三条の七第一項の議決に係る契約条件の変更が当該組合の共済事業の継続のために必要なものであり、共済契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければならない。

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)

第五十三条の十四 共済事業を行う組合は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間に以内に、第五十三条の七第一項の議決に係る契約条件の変更の主要な内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る共済契約者(以下この条において「変更対象契約者」といいう。)に対し、同項の議決に係る契約条件の変更の内容を、書面をもつて、通知しなければならない。

2 前項の場合においては、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の厚生労働省令で定める書類並びに第五十三条の七第四項の方針がある場合においてはその方針の内容を示す書類を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

2 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超えて、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として厚生労働省令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の厚生労働省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。

(契約条件の変更の公告等)

第五十三条の十五 共済事業を行う組合は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたことその他の厚生労働省令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。

2 前項の組合は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に対し、

(共済事業兼業組合の子会社の範囲等)

第五十三条の十六 共済事業を行う消費生活協同組合（第十条第三項の規定により同項の他の事業を行なうことができないものとされた消費生活協同組合を除く。以下この条及び次条において「共済事業兼業組合」という。）は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社（第一号に掲げる業務を行なう会社にあつては、主として当該共済事業兼業組合の行う事業のためにその業務を営んでいるものに限る。次項において「子会社対象会社」という。）を除き、共済事業に相当する事業を行なう、又は共済事業若しくは共済事業に相当する事業に從属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

一 共済事業兼業組合の行う共済事業に從属する業務として厚生労働省令で定めるもの（第三項及び次条第一項において「共済兼業従属業務」という。）

二 共済事業兼業組合の行う共済事業に付随し、又は関連する業務として厚生労働省令で定めるもの（次条第一項において「共済兼業関連業務」という。）

前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、共済事業兼業組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の厚生労働省令で定める事由により当該共済事業兼業組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業兼業組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 第一項の場合において、会社が主として共済事業兼業組合の行う事業のために共済兼業従属業務を営んでいるかどうかの基準は、厚生労働大臣が定める。

第五十三条の十七 共済事業兼業組合又はその子会社は、特定会社（共済事業に相当する事業を行なう、又は共済事業若しくは共済事業に相当する事業に從属し、付隨し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）である国内の会社（共済兼業従属業務又は共済兼業関連業務を専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該特定会社である国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、共済事業兼業組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の厚生労働省令で定める事由により、特定会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業兼業組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる部分の議決権については、当該共済事業兼業組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、共済事業兼業組合又はその子会社が特定会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該共済事業兼業組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 共済事業兼業組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる特定会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、当該各号に定める日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、行政庁は、当該共済事業兼業組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に特定会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該共済事業兼業組合が第六十九条第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該共済事業兼業組合が存続する場合に限る。）その合併の効力が生じた日

行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に共済事業兼業組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる特定会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、当該各号に定める日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

二 共済事業兼業組合又はその子会社が、特定会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該共済事業兼業組合が取得し、又は保有するものとみなす。

3 前項の場合において、共済事業兼業組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権は、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他厚生労働省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（厚生労働省令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第二百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

4 第五十三条の十八 第十条第三項の規定により同項の他の事業を行うことができないものとされた共済事業を行う組合（以下この条及び次条において「共済事業専業組合」という。）は、次に掲げる会社（次項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を専ら営む会社にあつては、主として当該共済事業専業組合の行う事業のためにその業務を営むものに限る。）その他厚生労働省令で定める議決権を合算して得た議決権の数をいう。（イ）共済事業専業組合の行う事業に從属する業務として厚生労働省令で定めるもの（第三項及び次条第一項において「共済専業従属業務」という。）

二 前号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。）で厚生労働省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

3 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、共済事業専業組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の厚生労働省令で定める事由により当該共済事業専業組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業専業組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 第五十三条の十七第二項から第七項までの規定は、共済事業専業組合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十三条の十九第一項」と、「特定会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の議決権について、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

決権数をいう。以下この条において同じ。」と、同条第三項中「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十三条の十九第一項の規定」と、「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第五項及び第六項中「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第五十三条の十九第一項及び同条第二項において読み替えて適用する第五十三条の十七第二項から前項まで」と読み替えるものとする。

第五章 設立

(設立者)

消費生活協同組合を設立するにはその組合員にならうとする者二十人以上が、連合会を設立するには二以上の組合が発起人となり、設立趣意書、定款案、事業計画書及び発起人名簿を作成し、賛成者を募らなければならぬ。

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第五十四条の二 共済事業を行う消費生活協同組合ではその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の出資の総額は、厚生労働省令で定める区分に応じ、厚生労働省令で定める額以上でなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める額は、消費生活協同組合の出資の総額にあつては一億円、連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

(創立総会の招集)

第五十五条 発起人は、経営をしていくのに適當と思われる人数の賛成者ができたとき、又は発起人のみを会員とする連合会を設立しようとするときは、定款案を会議の日時及び場所とともに公告し、創立総会を開かなければならぬ。

2 前項の賛成者の数は、消費生活協同組合にあつては、少なくとも三百人を必要とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の公告は、会日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

(創立総会の議事)

第五十六条 創立総会では、定款及び事業計画を議決し、理事及び監事を選挙し、その他設立に必要な事項を決定しなければならない。

2 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者で、その会日までに発起人に対し、設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

3 創立総会においてその延期又は続行の決議があつた場合には、前条第一項の規定による公告をすることが要しない。

4 創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

5 創立総会については、第十七条並びに第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五十六条の二 創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十三条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条规定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立認可の申請)

第五十七条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会議事録の謄本及び役員名簿を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第五十八条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、その組合が第二条第一項各号に掲げる事件を欠く場合、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行い。

政府の処分に違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。

(認可の期間)

第五十九条 第五十七条第一項の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から二月以内に、発起人に對し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に、第五十七条

第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に對し、認可に關する証明書の交付を請求することができる。

3 行政庁が設立認可の申請に關し発起人に報告を求め、又は第三者に照会を發した場合には、前項の期間は、その報告又は回答のあつた日から、これを起算する。この場合において、第三者に照会を發したときは、行政庁は、第一項の期間内に、発起人に対しその旨の通知を發しなければならない。

4 行政庁が不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に第五十七条第一項の申請書が受理されたものとみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

(認可の失効)

第五十九条の二 第五十七条第一項の認可は、認可のあつた日から六月以内に主たる事務所の所在地において設立の登記の申請がなされないとときは、その効力を失う。

(事務引継)

第六十条 第五十七条第一項の認可があつたときは、発起人は遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならぬ。

2 理事は、前項の規定による引継ぎを受けたときは、遅滞なく、組合員に出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記登録その他の権利の設定又は移転をもつて第三者に對抗するための必要な行為は、組合成立の後にこれをすることを妨げない。

4 組合成立の後にこれをすることを妨げない。

(成立の時期)

第六十一条 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

(設立の無効の訴え)

第六十二条 組合の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項(第一号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。

(解散の事由)

第六十二条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 定款に定めた存立時期の満了又は解散事由の發生

三 目的たる事業の成功の不能

四 組合の合併

五 組合についての破産手続開始の決定

六 第九十五条第三項の規定による解散の命令

2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3	前項の場合には、共済事業又は貸付事業を行う組合にあつては第五十七条第二項及び第五十八条の規定を、その他の組合にあつては第五十七条第二項、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。
（解散組合の継続）	第六十三条 存立時期の満了によつて解散した場合には、組合員の三分の二以上の同意を得て組合を継続することができる。ただし、存立時期満了の日より一月以内に認可を申請しなければならない。
2	前項の継続に同意しない組合員は、組合継続の時において脱退したものとみなす。
3	第一項の場合には、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。
（組合員の減少による解散）	第六十四条 第六十二条第一項の事由によるほか、消費生活協同組合は、組合員（第十四条第二項から第四項までの規定による組合員を除く。）が二十人未満になつたことによつて、連合会は、会員が一人になつたこと又は第十四条第五項第二号の規定による会員のみになつたことによつて解散する。
2	組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
（合併契約）	第六十五条 組合は、他の組合と合併をすることができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。
（吸收合併）	第六十六条 組合が吸收合併（組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下この章及び次章において同じ。）をする場合には、吸收合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
1	吸收合併後存続する組合（以下この章及び次章において「吸收合併存続組合」という。）及び吸收合併により消滅する組合（以下この章及び次章において「吸收合併消滅組合」という。）及び吸收合併により消滅する組合（以下この章及び次章において「吸收合併消滅組合」という。）の名称及び住所
2	吸收合併存続組合の地域又は職域及び出資一口の金額
3	吸收合併消滅組合の組合員に対する出資の割当についての事項
4	吸收合併消滅組合の組合員に対する支払をする金額を定めたときは、その定め
5	吸收合併がその効力を生ずべき日（以下この章において「効力発生日」という。）
6	その他厚生労働省令で定める事項
（新設合併）	第六十七条 二以上の組合が新設合併（二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下この章及び次章において同じ。）をする場合は、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
1	新設合併により消滅する組合（以下この章及び次章において「新設合併消滅組合」という。）の名称及び住所
2	新設合併により設立する組合（以下この章及び次章において「新設合併設立組合」という。）の事業、名称、地域又は職域、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額
3	新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
4	その他厚生労働省令で定める事項
（吸收合併消滅組合の手続）	第六十八条（一） 吸收合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸收合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸收合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
1	吸收合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸收合併存続組合に対して、その業務取扱時間の会日の二週間前日の
2	（二） 第五項の規定による公告又は通知の日のいずれか早い日
3	第七項において準用する第四十九条第二項の規定による公告の日又は第七項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日
（二） 吸收合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸收合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸收合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。	
1	前項の書面の閲覧の請求
2	前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
3	前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

（吸收合併消滅組合の手續）	第六十八条 吸收合併消滅組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸收合併の効力が生ずる日までの間、吸收合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、吸收合併消滅組合の組合員の数が吸收合併存続組合の組合員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸收合併消滅組合の最終の貸借対照表により
---------------	---

1	第三項の総会の会日の二週間前の日
2	（二） 第五項において準用する第四十九条第二項の規定による公告の日又は第七項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日
3	吸收合併消滅組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。
4	吸收合併が法令又は定款に違反する場合において、吸收合併消滅組合の組合員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸收合併消滅組合の組合員は、吸收合併消滅組合に対し、当該吸收合併をやめることを請求することができる。
5	吸收合併消滅組合については、第四十九条及び第五十条の規定を適用する。
6	吸收合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。
7	前項の場合には、吸收合併消滅組合は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。
8	第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなし、この条、次条及び第七十条の規定を適用する。
（吸收合併存続組合の手続）	第六十九条（一） 吸收合併存続組合は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸收合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸收合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
1	吸收合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸收合併存続組合に対して、その業務取扱時間の会日の二週間前日の
2	（二） 第五項の規定による公告又は通知の日のいずれか早い日
3	第七項において準用する第四十九条第二項の規定による公告の日又は第七項において準用する同条第三項の規定による催告の日のいずれか早い日
（二） 吸收合併存続組合の組合員及び債権者は、当該吸收合併存続組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸收合併存続組合の定めた費用を支払わなければならない。	
1	前項の書面の閲覧の請求
2	前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
3	前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

2	第三十一条の十第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合に は、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の 状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。
3	前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (行政庁による報告の徴収)
2	行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守ら せるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、 組合からその業務又は会計の状況に関し報告を徴することができる。
2	行政庁は、組合に関する行政を適正に処理するために、組合から、毎年一回を限 り(共済を行なう組合にあっては、必要に応じ)、その組合員、役員、使用人、事業の 分量その他組合の一般的な状況に関して必要な報告を徴することができます。
3	行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約 者等の保護を図るために必要があると認めるときは、当該組合に對し、その業務又は会計の状況に 関し報告又は資料の提出を求めることができる。
2	行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済事業を継続することが共済 組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときは、これらの 組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものでなければ ない。
3	前項の規定による命令(改善計画の提出を求めるることを含む)であつて、共済事業を行う組 合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときは、これらの 組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものでなければ ない。
2	行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済 契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該組合の第四十条第五項の認可を取り 消すことができる。
3	行政庁は、共済を図る事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しく は定款若しくは規約に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合に 対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
4	行政庁は、共済を図る事業を行う組合が法令若しくは規約を守らせるため に必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつで も、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
3	行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を 図るために必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査するこ とができる。
4	行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として 検査をしなければならない。
5	行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合にお いて特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組 合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。
6	前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の検 査について準用する。
7	第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
8	第一項から第五項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解して はならない。
2	(共済事業等に係る監督上の処分)
第九十四条の二	行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情 の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護 の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護 を図るために必要があると認めるときは、当該組合に對し、その必要の限度において、定款若しく は規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができ。
2	行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等 の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護 を図るために必要があると認めるときは、当該組合に對し、その必要の限度において、定款若しく は規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができ。

2	前項の規定による命令(改善計画の提出を求めるることを含む)であつて、共済事業を行う組 合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときは、これらの 組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものでなければ ない。
3	前項の規定による命令(改善計画の提出を求めるることを含む)であつて、共済事業を行う組 合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときは、これらの 組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものでなければ ない。
2	行政手続法第十九条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が 当該聴聞に参加する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。 (行政手続法の特例)
3	第一号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。 二 正當な理由がなくて一年以上その事業を休止し、又は正當な理由がなくてその成立後一年以 内にその事業を開始しないこと。
2	組合が前項の命令に従わないとときは、行政手続法第十九条第一項の規定により当該処分に は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
3	行政手続法第十九条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が し、又は組合が第一項第二号に掲げる事由に該当する場合において、同項の命令をしたにもかか わらず、組合がこれに従わないときは、その組合の解散を命ずることができる。
2	五条第一項の通知は、聴聞の期日の二週間前までにしなければならない。
2	前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十九条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が 当該聴聞に参加する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。 (行政手続法による取消)
2	組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選 挙が法令、法令に基づいてする行政手続の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又 は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求し た場合において、行政手続法第十九条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が 当選を取り消すことができる。
2	前項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規 定は、適用しない。
2	共済代理店の設置又は廃止をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規 定は、適用しない。

二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。
 三 子会社等を新たに有することとなつたとき。
 四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。

五 第五十三条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。
 六 その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。
 (厚生労働省令への委任)

第九十六条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、許可又は承認に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。(所管行政庁)

第九十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を超える組合については厚生労働大臣、その他の組合については主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。(都道府県が処理する事務)

第九十七条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことととることができる。

第九十七条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第九章 討則

第九十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金(共済事業を行う組合の役員にあつては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、適用しない。

第九十八条の二 第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という)第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の三 第五十三条の二第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項の規定に違反して当該規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十八条の四 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の五 前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項」と「この条、次条は第二百条の二」とあるのは「消費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と読み替えるものと第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに

限る。)」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「消費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と読み替えるものとする。

第九十八条の六 第十二条の二第二項において準用する保険業法第三百条第一項(ただし書を除く。)の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の七 被調査組合の役員若しくは使用人又はこれらの者があつた者が第五十三条の十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の八 第五十三条の十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条规定(同項第二号及び第六号を除く。)に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条规定(二第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条规定(三第一項(同項第二号及び第六号を除く。)の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条规定(四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項の停止命令に違反して事業を行つたときは、その組合及び理事を五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 組合が第五十三条第二項の停止命令に違反して事業を行つたときは、その組合及び理事を五十万円以下の罰金に処する。

2 第五十三条若しくは第五十三条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金(共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)に処する。

第五十九条の二 第二十六条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条の三 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十九条の二 三億円以下の罰金刑

二 第五十九条の三 二億円以下の罰金刑(共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑)

三 第五十九条第二項 三十万円以下の罰金刑(共済代理店にあつては、三十万円以下の罰金刑)

四 第五十九条の四 一億円以下の罰金刑

第五十九条の六、第五十九条の九又は前条 各本条の罰金刑

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二十六条第六項において準用する会社法第九百五十五条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

三 第十二条第三項の規定に違反したとき。

四 第十五条の規定に違反したとき。

五 第二十一条第二項又は第三十三条第三項の規定に違反したとき。

六 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の九第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第九項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の九第十一项、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四の規定による請求がある場合において、その請求に係る事項を総会に提出しなかつたとき。

九 第二十八条第四項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

十 第二十八条第六項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十一 第二十九条の規定に違反したとき。

十二 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十三 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項若しくは第三百八十四条の規定又は第七十三条において準用する同法第三百八十二条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の九第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五 第三十一条（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十六 第三十三条の二第一項（第七十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条の三第五項の規定による開示することを怠つたとき。

十七 第三十一条の二第三項（第七十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条の六第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十八 第三十一条の十第三項又は第三十三条の十一第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十九 第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に對し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

二十 第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に對し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

二十一 第三十一条の十一第一項の規定に違反したとき。

二十二 第三十四条の規定 第三十五条第二項若しくは第三十六条第二項（これらの規定を第三十三条第四項及び第七十三条において準用する場合を含む。）の規定又は第四十七条の二第二項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二十三 第四十条第八項、第六十四条第二項又は第九十六条の二の規定又は第五十三条第五项及び第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十四 第四十三条（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、説明をしなかつたとき。

二十五 第四十七条の二第一項、第五十三条の八第二項、第五十三条の十四第一項又は第五十三条の十五第二項の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十六 第四十九条又は第四十九条の二第二項（これらの規定を第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。

二十七 第四十九条第三項（第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）第五十三条の十四第一項若しくは第五十三条の十五第一項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十八 第五十条の十一第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二项の厚生労働省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

二十九 第五十条の十三、第五十三条の五又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十 第五十一条の四又は第五十二条の規定に違反したとき。

三十一 第五十三条の八第二項の規定に違反して、総会を招集しなかつたとき。

三十二 第五十三条の十四第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

三十三 第五十三条の十四第三項の規定に違反したとき。

三十四 第五十三条の十六第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の第五十三条の十七第一項に規定する特定会社を子会社としたとき。

三十五 第五十三条の十七第一項若しくは第二項ただし書（第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）又は第五十三条の十九第一項の規定に違反したとき。

三十六 第五十三条の十七第三項又は第五項（これらの規定を第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三十七 第五十三条の十八第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

三十八 第七十三条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

三十九 清算の結了を遅延させる目的で、第七十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

四十 第七十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

四十一 第七十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

四十二 第九十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

四十三 第九十三条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四十四 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 共済調査人が、第五十三条の十第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

三 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十条の三第三項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

四百条の二 組合の理事であつて第十二条第六項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

四百条の三 共済代理店が、第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第十二条の二第三項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

第一百一条 第三条第二項の規定に違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。

第十章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第一百条の二 第九十八条の五第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百条の四において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」といって「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときは、没収の裁判をすることができない。

二 第九十八条の五第一項の規定により、地上権抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

三 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十九条の五第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「消費生活協同組合法第九十八条の五第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとす。第一項及び第一項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件における第三者所有物の没収手続に関する急措置法(昭和三十八年法律第二百三十九号)の規定を準用する。(没収された債権等の処分等)

第一百条の三 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十八条の四の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第九十八条の四の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録をする財産を第九十八条の四の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第一百一条の四 第九十八条の四の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日) この法律施行の期日は、昭和二十二年十月三十日までの間において、政令でこれを定める。但し、この法律中消費生活協同組合連合会に関する規定は、この法律施行後六箇月を経過した時から、これを施行する。

（産業組合法の廃止）

第一百三条 産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)は、これを廃止する。

二 この法律施行の際現に存する産業組合又は産業組合連合会については、産業組合法は、この法律施行後でもなおその効力を有する。

三 前項の産業組合又は産業組合連合会で、この法律施行の日から二箇年を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く。)は、その時に解散する。

（消費生活協同組合の組織変更）

第一百四条 前条第二項の産業組合で消費生活協同組合と同種の事業を行うものは、前条第三項の期間内に、消費生活協同組合となることができる。

二 前項の規定により消費生活協同組合となるには、総会の議決を経なければならない。

三 一 前項の場合における定款の変更、役員の選任その他消費生活協同組合となるのに必要な行為は、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員たる資格を有するものの互選した特別委員が協同して、これをなさなければならない。

四 前項の定款の変更については、産業組合法の規定にかかわらず、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。但し、第四十七条の規定の準用については、産業組合法第三十八条の二第一項の規定による総代会は、第四十七条の規定による総代会とみなす。

五 第三項に規定する役員の選任は、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員たる資格を有するもののうちから、これをなさなければならない。

六 第三項の規定により選任された役員の任期は、第三十条第一項の規定にかかわらず、特別委員の定める期間とする。但し、その期間は、一年を越えてはならない。

七 特別委員は、組織変更に必要な行為を終えたときは、遅滞なく、当該行政庁に組織変更の認可を申請しなければならない。この場合には、第五十七条から第五十九条まで及び第九十七条の規定を準用する。但し、第九十七条中「厚生大臣」とあるのは、「厚生大臣及び農林大臣」と読み替えるものとする。

八 組織変更是、主たる事務所の所在地において、登記をすることに因つて、その効力を生ずる。

九 前項の登記については、第七十四条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「出資の第一回の払込があつた日から」とあるのは、「組織変更の認可があつた日から」と読み替えるものとする。

十 前項の規定による登記の申請書には、その産業組合の主たる事務所で登記をする場合を除いて、その産業組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

十一 産業組合の主たる事務所の所在地で、第九項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その産業組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

12 産業組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第九項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その産業組合の主たる事務所の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

13 第十一項の規定は、前項の通知があつた場合に、これを準用する。

14 本条に規定するもの外第一項の規定により、産業組合が消費生活協同組合となるについて必要な事項は、命令でこれを定める。

第一百五条	前条の規定により、産業組合が消費生活協同組合となつたときは、その産業組合の組合員のうち消費生活協同組合の組合員たる資格を有しない者は、組織変更の効力が生じたときに、産業組合を脱退したものとみなす。
2	前条第一項の場合において、従前の産業組合の組合員の持分の上に存した質権は、その組合員が消費生活協同組合の組合員となつたときは、その者の有すべき第二十一条の規定による払戻請求権、第五十二条の規定による割戻請求権及び組合が解散した場合における財産分配請求権の上に存するものとする。
3	前条第一項の場合において、その産業組合が無限責任又は保証責任の組合であるときは、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた組合の債務についても、産業組合法第二条第二項の規定による責任を免れることができない。
4	前項の責任は、前条第一項の組織変更後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しあつたときは、その期間を経過した時に消滅する。
5	前条第一項の場合において消費生活協同組合が從前産業組合として行っていた事業の範囲を縮少したときは、その縮少した事業の残務を処理するため必要な行為については、第十条の規定にかかわらずこれを行うことができる。
	(市街地信用組合等の転移)
第六十条	この法律施行の際現に存する産業組合法による信用事業を行う産業組合、又はその合併に因つて設立した産業組合で、市街地信用組合法(昭和十八年法律第四十五号)第二十四条第一項に定める者をもつて組織せられるもの(同法第六十三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)は、第百三条第三項の期間内に、産業組合法第二十八条の規定による総会の決議をもつて、市街地信用組合となることができる。
2	前項の場合には、市街地信用組合法第六十三条第一項から第四項まで、及び第六十四条から第七十条までの規定を準用する。
	(解散すべき産業組合及産業組合連合会)
第一百七条	この法律施行の際現に存する産業組合又は産業組合連合会で左の各号の一に該当するものは、第百三条から前条までの規定にかかわらず、この法律施行の日から二箇月以内に解散しなければならない。
	一 ある産業部門において何等かの手段をもつて他の個人又は法人に対し左に掲げる事項を強要するもの
イ 団体員となること	
ロ 手数料を徴収すること	
ハ 事業についての一定の規則を守ること	
二 左に掲げる手段により物資又は製品(自己の製品を除く。)の分配又は販売を統制するもの	
イ 購買又は販売の独占権	
ロ 強制監査	
ハ 割当配給その他分配の計画を作ること	
ニ 構成員に対し信用を供与し又は保証をなすこと	
2	前項の産業組合又は産業組合連合会で、前項の期間内に解散しないものは、その期間が経過した時に解散する。
3	前項の解散に関して必要な事項は命令をもつてこれを定める。
	(解散した産業組合の財産の承継)
第一百八条	この法律施行後解散した産業組合の解散当時における組合員の過半数を構成員とする他の法律に基く協同組織体は、その産業組合に対して、解散後二箇月内に、その産業組合が解散當時有していた財産の譲渡に関する協議を求めることができる。
2	前項の場合において、協議が調わず、又は協議をすることができないときは、当該行政庁は、当事者又はその一方の申請により、当事者の意見を聞き、当該産業組合に対して、譲渡の条件を定めてその財産の譲渡を命ずることができる。
	4 第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、その命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。
5	第二項の当該行政庁は、第九十七条の規定にかかわらず、その産業組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。
6	第二項から前項までに規定するものの外、第一項の規定の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。
	(産業組合法の効力に関する経過規定)
第一百九条	左の各号に掲げる規定の適用については、産業組合法は、この法律施行後でも、なおその効力を有するものとする。
四	農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条の各号に掲げる規定の適用については、産業組合法は、この法律施行後でも、なおその効力を有するものとする。
四条	一及び二 削除
三	蚕糸業組合法(昭和六年法律第二十四号)第二十六条
四	農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条の各号に掲げる規定の適用については、産業組合法は、この法律施行後でも、なおその効力を有するものとする。
五及び六 削除	
七	海外移住組合法(昭和二年法律第二十五号)第十四条
第一百十条	この法律施行前(第百三条第二項の産業組合及び産業組合連合会については、同項の規定により効力を有する産業組合法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、産業組合法は、この法律施行後(同項の産業組合及び産業組合連合会については、同項の規定により効力を有する産業組合法の失効後)でも、なおその効力を有する。
附 则	(昭和二四年五月三一日法律第一三七号)抄
1	この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
附 则	(昭和二十四年六月一日法律第一七四号)抄
1	この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。
附 则	(昭和二五年四月一日法律第九三号)抄
1	この法律中第一条及び第三条の規定は昭和二十五年五月一日から、その他の規定は公布の日から、施行する。但し、改正後の消費生活協同組合法第百九条第七号の規定は、罰則に関する部分を除き、消費生活協同組合法施行の日から適用する。
附 则	(昭和二八年八月一五日法律第二二三号)抄
1	この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。
附 则	(昭和二九年四月三〇日法律第八一号)抄
1	(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。
1	この法律による改正後の第五十九条の二の規定は、この法律の施行前になされた組合の設立の認可についても、適用されるものとする。但し、同条に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。
3	この法律による改正後の第九十五条第一項第二号の規定は、この法律の施行前に成立した組合で、この法律の施行の際現にその事業を休止し、又はまだその事業を開始していないものについても、適用されるものとする。
1	この法律は、公布の日から施行する。
附 则	(昭和三四年四月一八日法律第一四五号)抄
1	この法律は、公布の日から施行する。
附 则	(昭和三四年四月二三日法律第一五五号)抄
1	この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
附 则	(昭和三八年七月九日法律第一二六号)抄

地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされる許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下これは、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二百五十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
附 則（平成一二年一月二七日法律第一二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

附 則（平成一三年六月二九日法律第九三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月二八日法律第一二九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

附 則（平成一六年五月一一日法律第四三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）

附 則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

附 則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、新地方自治法第二条第九項第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。（施行日）

附 則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四七号) 抄

(施行期日) この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日による。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年五月一六日法律第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一六日法律第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三条の規定 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日

(消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法

第十三条の貸付事業(以下この条において単に「貸付事業」という。)を行ふ組合は、同号に掲

げる規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、同法第二十六条の四の規定にかかるわらず、引き続き当該貸付事業を行うことができる。

2 前項の規定により引き続き貸付事業を行う場合においては、その組合を第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法第四十三条第五項の当該行政庁の認可を受けた組合とみなして、同法の規定(同法第十三条及び第五十一条を除く。)を適用する。

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「特定日」という。)の前日までの間ににおける第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法第五十五条第二項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは、「五百万円」とする。

第四条 共済事業(第二条の規定による改正後の消費生活協同組合法(以下「新協同組合法」という。)第十条第二項の共済事業をいう。以下同じ。)を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会であつて、この法律の施行の際現に共済事業、受託共済事業(同条第二項の受託共済事業をいう。)及び同条第一項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第二項の事業以外の事業(以下この条において「共済等以外事業」という。)を併せ行うものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間は、新協同組合法第十条第三項の規定にかかるわらず、引き続き当該共済等以外事業を行なうことができる。

第五条 新協同組合法第二項の規定は、施行日以後に締結される共済契約の締結の代理又は媒介の業務の委託契約について適用する。

第六条 新協同組合法第十二条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に準用する保険業法(平成七年法律第五号)第三百九条の規定は、施行日以後に共済事業を行う組合が受ける共済契約の申込み又は施行日以後に締結される共済契約(施行日前にその申込みを受けたものを除く。)について適用する。

第七条 この法律の施行の際現に存する組合であつて新協同組合法第二十八条第四項に規定する組合に該当するものについては、同項及び同条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用する。

第八条 この法律の施行の際現に在任する組合の役員については、新協同組合法第二十九条の三の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に同条に該当することとなつたものについては、この限りでない。

第九条 この法律の施行の際現に存する組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に存する組合について、新協同組合法第三十条の三の規定は、組合を代表する理事を選定するまでの間は、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行の際現に存する組合の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第十三条 新協同組合法第三十一条の七の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る決算関係書類(同条第二項の決算関係書類をいう。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書について適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

第十四条 新協同組合法第三十一条の八、第三十一条の九及び第九十二条の一第二項の規定は、平成二十一年四月一日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用する。

第十五条 新協同組合法第三十二条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿について適用する。

第十六条 施行日前に総会（総代会を設けている組合にあっては、総会又は総代会。以下同じ。）の招集の手続が開始された場合における当該総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

第十七条 施行日前に総会の招集の手續が開始された場合におけるその総会の決議をする組合の出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、この限りでない。

第十八条 新協同組合法第五十条の三第一項及び第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経理の区分について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る経理の区分については、なお従前の例による。

第十九条 新協同組合法第五十条の八の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条の支払準備金の積立てについて適用する。

第二十条 新協同組合法第五十条の九の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

第二十一条 新協同組合法第五十条の十の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する契約者割戻しを行う場合について適用し、同日前に開始した事業年度における共済契約者に対する割戻しについては、なお従前の例による。

第二十二条 新協同組合法第五十条の十一の規定は、この法律の施行の際現に共済事業を行う組合について、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十三条 新協同組合法第五十条の十二の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

第二十四条 新協同組合法第五十二条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益について適用する。

第二十五条 新協同組合法第五十二条の四第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

第二十六条 新協同組合法第五十三条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用する。

第二十七条 新協同組合法第五十三条の十六第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の特定会社（新協同組合法第五十三条の十七第七第一項に規定する特定会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）を子会社（新協同組合法第二十八条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としている共済事業兼業組合（新協同組合法第五十三条の十六第一項に規定する共済事業兼業組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の当該特定会社については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁（新協同組合法第九十七条に規定する行政庁をいう。以下同じ。）に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第二十八条 新協同組合法第五十三条の十七第一項の規定は、この法律の施行の際現に特定会社である国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の議決権（新協同組合法第二十八条第五

項に規定する議決権をいう。以下この条及び附則第三十条において同じ。）を合算してその基準議決権数（新協同組合法第五十三条の十七第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて有している共済事業兼業組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合又はその子会社が同日において新協同組合法第五十三条の十七第二項本文に規定する事由の旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第二十九条 新協同組合法第五十三条の十八第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としている共済事業専業組合（同項に規定する共済事業専業組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の当該会社については、当該共済事業専業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の共済事業専業組合は、同項の届出に係る新協同組合法第五十三条の十八第一項に規定する子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第三十条 新協同組合法第五十三条の十九第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて有している共済事業専業組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業専業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業専業組合又はその子会社が同日において新協同組合法第五十三条の十九第二項において準用する新協同組合法第五十三条の十七第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、新協同組合法第五十三条の十九の規定を適用する。

第三十一条 この法律の施行の際現に存する共済事業を行う組合であつてその出資の総額が新協同組合法第五十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額に満たないものについては、同項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第三十二条 施行日前に生じた第二条の規定による改正前の消費生活協同組合法（以下「旧協同組合法」という。）第六十二条第一項各号に掲げる事由により組合が解散した場合及び施行日前に生じた旧協同組合法第六十四条第一項に規定する事由により組合が解散した場合の清算については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、この限りでない。

第三十三条 施行日前に合併契約が締結された場合における組合の合併については、なお従前の例による。ただし、合併に関する登記の登記事項については、この限りでない。

第三十四条 この法律の施行の際現に存する組合について、新協同組合法第九十六条の二の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第三十五条 旧協同組合法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがある場合を除き、新協同組合法の相当規定によつてしたものとみなす。

第三十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（検討）
2 前項の共済事業兼業組合は、同項の届出に係る新協同組合法第五十三条の十六第一項に規定する子会社対象会社以外の特定会社が子会社でなくなつたとき、又は特定会社以外の子会社となつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第二十八条 新協同組合法第五十三条の十七第一項の規定は、この法律の施行の際現に特定会社である国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。）の議決権（新協同組合法第二十八条第五

項に規定する議決権をいう。以下この条及び附則第三十条において同じ。）を合算してその基準議決権数（新協同組合法第五十三条の十七第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて有している共済事業兼業組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合又はその子会社が同日において新協同組合法第五十三条の十七第二項本文に規定する事由の旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第二十九条 新協同組合法第五十三条の十八第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としている共済事業専業組合（同項に規定する共済事業専業組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の当該会社については、当該共済事業専業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

附 則 (平成二十三年五月二五日法律第五三号)
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二四年九月二二日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定 公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第一条から第五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定(「第八章 罰則(第一百九十七条—第二百九条)」を「第八章 罰則(第一百九十七条—第二百九条の三)」第八章の二没収に関する手続等の特例(第二百九条の四—第二百九条の七)」に改める部分に限る)、同法第四十六条、第四十一条の六第三項、第四十九条及び第四十九条の二、第五十条の二第四項、第五十七条の二第五项、第五十七条の十七第二項及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定(「規定(二)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る)、同法第四項の改正規定(「規定(二)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る)、同法第二百九条の次に二条を加える改正規定、同法第八章の次に一章を加える改正規定並びに同法第二百九条第一項の改正規定並びに第二条(金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る)、第三条(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定(「第三十八条」の下に「(第七号を除く。)」を加える部分に限る)及び同法第二条の二の改正規定を除く)、第四条(農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く)、第五条(消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く)、第六条(水産業協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第二百二十一条の五の改正規定を除く)、第七条(中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く)、第八条(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く)、第九条(投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く)、第十条(信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く)、第十二条(労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く)、第十三条(銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く)、第十四条(保険業法第三百条の二の改正規定を除く)、第十六条(農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く)、第十七条(二の改正規定を除く)、第十二条(労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く)及び第十八条(株式会社

商工組合中央金庫法第六条第八項及び第二十九条の改正規定を除く)の規定並びに附則第十三条(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二十条の改正規定を除く)、第十四条(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の改正規定(規定(二)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る)に限る)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十三条第二項の改正規定(規定(二)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る)及び同条第四項の改正規定に限る)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定以下この条において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める日

(施行期日)

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中保険業法第二百七十五条第一項第三号、第三百七十七条第七号及び附則第六十九条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定以下この条において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び次条において同じ)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行の際に現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の

適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についての手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(平成二十六年六月二十七日法律第九一号) 抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日法律第三十七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年五月二十四日法律第三十七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条及び附則第三条及び第六条の規定公布の日(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人である

あることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年二月一日法律第七一号)

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百五十五条の規定(公布の日から施行する)。

二 第一条中外國法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定(「前条」を「第九十条」に改める部分に限る)並びに同号に掲げる改正規定を除く)、第七条の規定(第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十条の改正規定(同号に掲げる部分を除く)、第十六条第五項の規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く)、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定(「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十二条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「同法第十二条の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分に限る)及び同法第六十条第六号中「隠へいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)及び同法第一百二条の十一の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第二十六条の規定、第二十七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第一百七十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定(第二十七条まで(第二十四条第六号を除く。)を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第五号を除く。)に改める部分及び「第二十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る)、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定(「第二十七条の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)に改める部分及び「第二十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る)、第三十七条第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)及び同法第二百六条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第四十二条第十一項の規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第一百八十三条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第四十六条第九項の規定、第五十条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八条の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十五号及び第十六号を除く。)を「第十九条の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十四号及び第十五号を除く。)に改める部分に限る)、第五十七条第三項の規定、

条第一項及び第三百一十五条の三第一項第五号を除く。)中に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、の下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定中法第二百九十八条第一項(各号を除く。)及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条及び第三百十八条规定四項を除く。)中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。)及び第四項中「を第三号及び第四号を除く。)中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(、「第四十八条」を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」に、「第一百四十八条」を「第一百三十七条」に、「職權抹消」を「職權抹消」並びに「第一百三十九条から第一百四十八条まで」(に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第一百四十五条」と、同法第一百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(、「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十一条及び第一百八十三条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十二条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定(、「第十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を削る改正規定、同法第六十五条第三項に加える部分及び「第二十一条から第二十七条まで」(に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五十七条第三項」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)」第百八十三条第一項において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」と「と」を加える部分を除く。)及び同法第三百十六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の二中「中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(、「第三項を除く。)」を削る部分に限る。)、第五十二条第十二条の改正規定(、「同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同

法第七十七条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（「第十七条（第三項ヲ除ク）」を「第十七条（に改める部分に限る。）」、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に「一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に「一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に「一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八号の次に「一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の七第三項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）」、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に「一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に「一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に「一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に「一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第一項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十二条の改正規定（「第四十八条」を「第五十二条」に、「並びに第百三十二条」を「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「第一項」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

三二
第略

三 二 略 則 第二十二条第一項中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五項、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百七十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七八八条第十項及び第十一項、第一百八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十八条 この附則に規定するもののほ
る経過措置を含む。)は、政令で定める。

百九十七条の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。の規定、第九条中信用金庫法第八十九条の二第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同条第二項の改正規定並びに同法第九十条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第二十五条の二の四第三号及び第四号の改正規定、第十一中労働金庫法第九十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利